



青森市議会議員／自民クラブ

しぶたに 洋子

令和6年度第3回定例会より第10号のお便りを作成致しました。

令和7年度も皆様の声を市政へ届け、地域の下支えとなれるよう、より一層努めて参ります。

校内教育支援センターについて



先日、文科省の調査結果において、不登校支援拠点である校内教育支援センターの設置率が46パーセントであることを発表されました。その中で、青森県は全国を下回る31.6パーセントであることを地元紙が報じておりました。

不登校対策については、本議会においても幾度となく取り上げられておりましたが、教育支援センターいわゆる校内支援センターについては、取り上げられてこなかったように思います。そこで、質問いたします。

Q 青森市における校内教育支援センターの利用状況をお示ください。

- A** 本市における不登校対策としては、
- 令和4年11月より、不登校児童生徒一人一人の実態を踏まえ、家庭と連携して作成した個別のプログラムの活用
 - 医療及び福祉、教育などの関係機関との連携
 - 校内の別室を活用した居場所づくりを行ってきた。
- その結果、
- 令和4年度には、不登校児童生徒524名のうち、69.3パーセント
 - 令和5年度には、不登校児童生徒622名のうち、70.4パーセント

の児童生徒に改善が図られた状況となっており、この2年間において、登校できるようになった児童生徒が見られてきたことについては、学校現場で行われた組織的かつ継続的な支援や、各家庭の協力、各関係機関の支えによるものと捉えている。

Q 校内教育支援センターでは、どのような支援を行っているかお示ください。

- A** 各学校の校内教育支援センターでは、教職員による支援体制が組織され、児童生徒一人一人の学習内容や活動を記入できる「個別のプログラムシート」を活用しながら支援が行われている。
- 具体的な内容としては、
- 一つに、各教科の個別指導や遠隔授業への参加、AI型ドリル教材の活用、教義的な学びとして制作活動等の学習支援
 - 二つに、学級担任や学年職員、養護教諭による教育相談やスクールカウンセラーとのカウンセリング
 - 三つに、授業や行事への参加などの通常学級との交流支援
- などが挙げられる。

Q 不登校児童・生徒がいない小・中学校を含め、全ての小・中学校61校に校内教育支援センターを設置した理由についてお示ください。

- A** 本市では、不登校はどの子どもにも起こり得るという考え方から、校内教育支援センターの設置に当たっては、不登校児童・生徒のみならず、学級にいるのはつらいと思い始めている児童・生徒が過ごせる居場所として、不登校児童・生徒がいない学校においても、新たな不登校を生まない取組の一つとして当該センターを設置することとしたものです。

Q 保護者の負担軽減について、どのような対策をとっているのかお示ください。

- A** 教育委員会では、学校と家庭が連携し、児童生徒の些細な変化に対応した取組がなされるよう、
- 家庭で注意すべきSOSのサイン
 - 各種相談窓口
 - 学校で実施している個別のプログラムや校内教育支援センターを活用した支援
- などを記載した保護者向けリーフレット「見逃さないで！子どものサイン」を作成し、各校を通して配布している。
- また、欠席しがちな子どもをもつ保護者を対象として、教育相談会を実施しており、
- 8月16日には、小学校の保護者を対象として
 - 8月19日には、中学校の保護者を対象として
- 今年度、第1回の教育相談会を実施したところであり、年3回の実施を予定している。
- 今後も保護者の悩みや不安の解消など、負担軽減に向けて、学校と教育委員会が一体となって支援を進めていくこととしている。

一人一人の夢・志・挑戦を支援するための特認校(不登校等特認校)

令和7年4月より、油川小学校・油川中学校、新城中央小学校・新城中学校、堤小学校・浦町中学校において、不登校児童生徒等の多様な学びの場を保障する取組として、市内全域から入学・転入学(転校)できるようにします(特認校)。また、これら6校の校内教育支援センターでは、学習支援や教育相談のほか、特色ある教育活動として未来創造学習(総合的な学習の時間)を実施し、児童生徒一人一人が自己実現を果たせるよう、市適応指導教室「フレンドリールームあおいもり」とも連携をして支援の充実を図ります。

薬剤散布について



Q 薬剤散布業務については、農薬の適正な保管や管理が必要であることから、業務責任者は農薬管理指導士等の資格を有するものでなければならないとしているが、現在の状況を教えてください。

A 平成25年4月26日付け農林水産省及び環境省通知の「住宅地などにおける農薬使用について」では、参考になる取組事例として、入札の資格要件において、病害虫防除業務の実施上の責任者が、技術士(農業部門・植物保護)や農薬管理指導士などの資格を有していることを規定することとされている。

また、他社に委託する場合、業務委託契約等により、薬剤使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めることとされている。

本市が発注する樹木薬剤散布業務委託の特記仕様書においては、薬剤の使用安全基準や使用方法を遵守し、安全かつ円滑に業務を進めるため、青森県農薬管理指導士又はこれと同等の資格を有する者を責任者として充てることとしている。

そのため、当該業務の契約前に、青森県農薬管理指導士認定証の写し等を確認してから契約締結を行っており、安全かつ適正に業務が行われているものと認識している。

ふるさと納税について



Q 令和4年度及び令和5年度において、申込件数及び寄附金額の多かった上位3つの返礼品について教えてください。

A 令和4年度及び令和5年度において、申込件数が多かった返礼品の上位3品目は、順に、

●令和5年度は、りんごが5万6,840件、米が4,619件、ほたて・ほたて加工品が3,570件となっている。

次に、寄附金額が多かった返礼品の上位3品目は、順に、

●りんごが6億3,445万8,000円、米が7,242万円、ほたて・ほたて加工品が5,794万6,000円となっている。

Q 令和5年度に応援していただきたい事業として寄附を募った18事業のうち、寄附金額が多かった上位3つの事業について教えてください。

A ●子ども・子育てを支援するための事業
(1億6,744万219円)

●「新しい働き方」への支援など産業復興のための事業
(7,349万5,000円)

●「あおいもり産品」の販売促進など農林水産業の振興のための事業(6,040万9,000円)
となっており、令和4年度と同順位となっている。

Q 令和5年度の返礼品の定例入替における課題や着目点について教えてください。

A 本市の返礼品については、毎月4月、8月、12月の年3回、新規商品を取り入れるなどの見直しを行っているほか、りんごなどの季節商品についても随時追加を行うなど、返礼品の充実に努めている。

令和5年度の返礼品の入替に当たっては

- 一つに、新規の返礼品を積極的に取り入れたこと
- 二つに、寄附申込件数の少ない返礼品について、数量・重量や詰合せ内容等の変更を提供事業者へ提案して見直しを行ったこと
- 三つに、寄附金額の少ない返礼品への需要も高まっていることから、1万円未満の寄附金額にも対応した返礼品を設定したこと
- 四つに、申込件数が最も多いりんごについては、提供事業者の御協力により、収穫時期が終了した1月以降においても在庫を確保し、提供したこと
- 五つに、本市を訪れ、本市の魅力に触れていただくことで、交流人口の拡大や、地域経済への貢献、活性化にもつながるものと考え、体験型の返礼品として、青森ねぶた祭の有料観覧席をセットにした商品や市内の宿泊施設や観光施設で利用できる「PayPay商品券」などを取り入れたこと。

市街化調整区域について



Q 都市計画マスタープランの策定からこれまでの市街化調整区域に係る運用を踏まえて、今後の市街化調整区域のまちづくりの考え方を教えてください。

A 令和4年8月に県が策定した「青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、「青森都市計画区域の人口、産業の見通しに基づくと、低未利用地の活動などにより、現況市街地における人口配分で将来的に発生する需要を満たすものと考えられることから、新たな市街地開発の必要は当面ない」とされていることに加え、昨年度に県が実施した都市計画基礎調査における人口及び産業の動向を踏まえると、近年の人口減少や高齢社会が進展している状況においては、市街地を拡大することについて、当面必要ないものと考えており、(現在のところ、市街化調整区域を市街化区域へ編入すること、いわゆる市街化区域を拡大する予定はない。)

市街化調整区域について、無秩序な市街地の拡大を抑制するため、農林漁業用地等の保全を目的とした土地利用を基本とするとともに、移住・定住の促進、地域コミュニティの活性化による集落を中心とした居住地の維持、幹線道路沿線における地域振興に寄与する施設の維持や土地利用を図るなど、今後においても、市内各地域の特色を活かした都市づくりを推進してまいります。